

嘆願書回答報告

十四、採用規程第十條中左記各號を改

正及撤廢せられたし

一、六ヶ月を超ゆる兵役に應召したる時の次に「除隊後中出ありたる時は即時復職せしむるものとす」の一項を挿入せられたし

三、傷病の爲め復職を要する者へては、復職したる時、又は七ヶ月に百六十日を越へて復職したる時の復職を撤廢せられたし

四、傷病以外の事由に依り引續き三十日を越へて欠勤したる時又は二ヶ月に四十日を越へて欠勤したる時とあるを「傷病以外の本人の意思に非ざる事由に依る欠勤を除き引續き三十日を越へて欠勤したる時と改正せられたし」前二號を通じて、其の復職に際しては「前二號を撤廢せられたし

七、服従後、口頭給後、補病、離職其他補病に罹りたる時とあるに對し別に「本號に依る退職者には勤続一ヶ年以上の者に日給六十日分二ヶ年以上の者に日給九十日分以上に相當する療疾手当金を支給す」の一項を追加せられたし

八、本號に依る退職者に對しては「勤続金」として勤続一年に付日給二十日分以後一ヶ年を増す毎に二十日分を加算支給す」の規程を挿入せられたし

九、退職の申出又は業務の都合に依り解雇の必要ありと認めたる時とあるを「退職の申出ありたる中」と改正せられたし

答、(一)に對しては、除隊後三ヶ月以上申出たる者は、考査の上復職せしむ、其他は改正又は撤廢の必要を認めず

十五、車掌補制度を撤廢せられたし

答、撤廢し難し

十六、少年車掌採用年令を滿十六才に引上げられたし

答、試験の結果採用してあるが故に其の必要を認めず

以上の如く吾等の切實なる嘆願も殆んど財政の關係。とか事業上の關係とか他に列なし等々の理由にて拒絶されたに於て代表者は回答に對する質問に先立ち回答日を變更せし前問の答と本日の取組み等並重なる件に付答をなし後回答に對する質問と意見を述べ會見二時間半にして午後一時退出した

然して回答如何にと職員に解雇されたがらも多數に新職を以て職事業及び前職に來りては既に職を離れしつゝある大衆に向つて報告をなし解散した

此の不誠實なる質問の回答に對し吾等自助會の態度を述べべく同日午後七時三十分より本部に於て擴大中央委員會を組織したる職員の多數自選の物々しき被服に各支部より出席せる代表員八十五名は沖本執行委員長を議長に推し、宇田執行委員長より報告ありて後討論に入つたが各代表員共此質問の不誠實なる回答並びに攻撃し「即時大會を開け」「再嘆願書を提出せよ」の意見多く職員中止の雨の中に最も沈着に嚴密に討論に對する態度は續けられたが遂に、各職員の熱心な態度を以て、酒を飲んで一時此問題を打ち切り、ヨリ一層の組織の擴大強化を計り、來るべき闘争に備へ一度不常なる強限あらんか直に立ち上るべき用意を整へ局内團體の合同を促進し、日本交通總聯盟の強力なる陣容を整へる事として、擴大中央委員會の名によりて聲明書を発表する事となりて、午後十二時廿分解散した

諸君!! 吾等は此不誠實なる回答に對しては永久に戦ふのだ、電氣労働も、愛友も、同一手段で、嘆願書を一紙せられて居る、次の闘争は共同闘争でなければならぬ、あらゆる追害と刑罰を撤回して、吾等の要求を断り取れ、

一、局内組合合同へと進め!

一、首切規程を葬れ!

一、車掌補制度を撤廢せよ!

一、月経時五日間の休暇を闘ひ取れ!

一、暗黒裁判絶対反対!

一、自助會擴大強化萬歳!!

三月十五日、東京府の總務部なる地方のものと提出せられたる嘆願書の回答は、約二ヶ月後の五月十六日、官憲の物々しき被服の様に、午前十時より本局三階の會議室に於てせられた、

昨日、市當局より平塚車掌部長、宇田運輸部長、山本労働部長、今田車掌部長、池田自動車部長、長谷川係長出席し、自助會代表は沖本執行委員長、宇田、石川、石井、藤田、吉田、山本、今井、平田、石川、中野、世田、各執行委員出席し、各自願の案を述べ、平塚車掌部長より「私から大體に於ける説明をいたします」と前置して車掌部長の報告を述べ、次に嘆願書の指點を理由に付け、次に係長補成に當りては極力物物費の節約をして、人件費の削減はして居らない事を説明し、嘆願事項に就ては、經費の削減に御希望を容れたが、各事項を全部容れると、年額百万円の支出増になるが故に遺憾ながら、御希望に沿ひ難い事を了せられ度しと云ひ、各事項に對りて次の如き回答をした。

嘆願條項及回答

一、局内暗黒裁判及び二重處分制度を撤廢せられたし

答、(一)「局内暗黒裁判」として文官懲戒令を基礎とし居るものにして現行法を正當なりと認する但し、場合に依り、本人のみは出席せしむる事ありべし

2、(二)「二重處分制度」撤廢に關して撤廢の意志なし。

二、半期賞與支給規程を制定せられたし

答、給料と性質を異にするが故に規程制定の必要を認めず、他に列なし

三、皆勤賞與規程を改正せられ度し

答、改正の要なし

四、運輸現業員給料規程及昇給規程の一部を改正せられたし

答、日給三円となりて後或期間を経過すれば昇給せしむる様にす、昇給規程の改正の必要を認めず

五、自動車運輸手続時制度を撤廢せられたし

答、身元調査中を臨時として居るものに付き撤廢し難し

六、現業員の公舎を増築し並に住宅補助料の支給及電灯を無料にせられたし

答、公舎は運輸の貯蔵庫に於て増築する、其他は不可なり

七、單車手當を支給せられたし

答、舊型、單車の手當に就ては、其理由を認むるが故に撤廢の貯蔵庫に於て適當の時期に考慮する

八、業務上に關する實時分を附與せられたし

答、(一)「車掌の入金時分(三分)」「出入車に實時分と外に五分(ハ)事故に關し勤務時間外に觀察又は被罰所へ出張したる實時分(二)食事時分(一時間)(ホ)自動車(出庫二十五分入庫二十分)(ヘ)自動車運轉中に車庫手入の實時分

九、毎年父母の命日に對し休暇を附與せられたし

答、承認する、現在運輸規程中「付近日親親戚を喪失する十、配偶者の父母死亡の場合忌引を附與せられたし

十、配偶者の父母死亡の場合忌引を附與せられたし

答、其要を認めず

十一、極悪極悪三ヶ月皆勤者に對し各三日間の特別休暇を附與されたし

答、承認し難し

十二、女車掌の月経時に休暇を附與せられたし

答、研究を要する問題なり其現在の場合附與し難し

十三、女車掌に外套を附與せられたし

答、保護上其必要を認むるも、外套にては、撤廢なる車内に於て撤廢なる活動に支障を來すが故に、支給すべき撤廢を考慮中、田來會を限り早く實行する

一九三〇、五、一七

日本交通労働總聯盟

大反市電從業員自助會